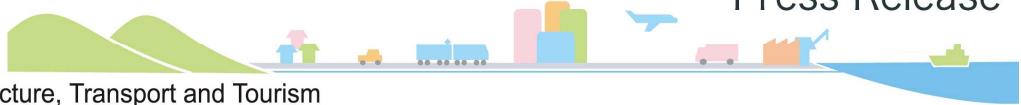


業務資料

レンタルカート事業者に対する車両の安全対策に関する申入れについて

… 2



関東運輸局プレスリリース

平成29年7月28日

レンタルカート事業者に対する車両の安全対策に関する申入れについて

公道走行が可能なカートについては、都内を中心に事故が続発したことなどから、国土交通省に設置された「車両安全対策検討会」において、車両の安全を確保するための対策に関して検討を進めているところです。

この検討会において、事故の未然防止の観点から、他の車両からの視認性の向上を早急に行うべきとの指摘があったことから、関東運輸局は、レンタルカート事業者に対し、他の車両からの視認性を向上させる対策を早急に実施するよう申し入れを行いました。

◎ 実施日

平成29年7月28日(金)

◎申入れ先

マリカーホールディングス株式会社

一般社団法人 全日本公道ゴーカート協会 (アキバカート 秋葉原店)

◎申入れ内容

- 他の車両の運転者から昼夜及び天候を問わず容易に視認できる装備の追加

(問合せ先)

関東運輸局自動車技術安全部技術課 小出、茂木

電話：045-211-7255 (直通)

FAX：045-201-8813

(配布先) 都庁記者クラブ、横浜海事記者クラブ、神奈川県政記者クラブ、関東運輸局記者会〔ハイタク等専門紙〕、物流専門紙